

サンランド武庫川全施設共通 利用約款

(約款の適用)

第1条 サンランド武庫川(以下「当施設」といいます。)に入場された方(メンバー、ビジターを問いません。またその同伴者も含みます。以下「利用者」といいます。)は、本約款に従ってご利用頂きます。

(約款の効力発生)

第2条 この約款は利用者が当施設の敷地および当施設に入ったときから効力を発生し、当施設の敷地および当施設を出るまで効力を有するものとします。

(施設利用の拒絶)

第3条 当施設は次の各号のいずれかに該当する場合は、当施設の利用をその都度、または将来にわたりお断りする事があります。

- ・天災その他やむを得ない事情により、当施設をクローズするとき
- ・利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認めるとき
- ・利用者が暴力団員、または暴力団関係者である場合
- ・偽名または他人名義で登録が行われた場合
- ・泥酔、覚せい剤等の薬物を使用の場合
- ・刃物、危険物等を所持している場合
- ・ルール・マナーに反するとき、及び警告を無視して改めないとき
- ・その他、本約款に違反した場合、または当施設が定める他の規約等に違反する場合

(休場日、開場時間)

第4条 当施設の休場日及び開場時間については、当施設が別に定めるところによります。ただし臨時的に変更することがあります。

(金銭その他貴重品、携帯品)

第5条 利用者の携行品等は、利用者ご自身で管理して頂きます。当施設はクラブハウス、打席棟、その他場所の如何を問わず、携行品の紛失、盗難、滅失毀損について責任を負いません。

(駐車場内、自動車及び携帯品等の事故責任)

第6条 当施設が提供している駐車場で自動車及び携帯品に盗難、または毀損等の事故があっても当施設は一切の責任を負いません。また駐車場内で起きた人身事故等の人的事故についても当施設は一切の責任を負いません。

(事故の責任)

第7条 利用者が、当施設の利用にあたって第三者に傷害、物品破損その他の損害を発生させ、または利用者がこれらの被害を受けても当施設は一切の損害賠償の責任を負いません。利用にあたって、利用者の故意、過失問わず、ボールなどの物品が場外へ飛び出し、場外において人身事故、器物破損その他損害を発生させた場合も当社は一切の損害賠償の責任を負いません。また、立入り禁止箇所への無断立入りで生じた事故に関しても当施設は一切の損害賠償の責任を負いません。

(火気の使用についての注意事項)

第8条 当施設の敷地内または当施設内での喫煙は、所定の場所以外では禁止します。また歩きながらの喫煙もお断りいたします。

(施設に与えた損害)

第9条 利用者が故意、過失を問わず、当施設に損害を与えたときは、利用者によるその損害を賠償して頂きます。

(持ち込み品の禁止)

第10条 当施設内へは次の各号に掲げる物品等の持ち込みをお断りいたします。

- ・動物(ペットを含む。ただし当施設が特別に許可した場合を除く)
- ・悪臭(異臭)、または騒音を発するもの
- ・銃砲刀剣類
- ・発火、発煙または爆発の恐れのあるもの
- ・その他、他人に迷惑を及ぼす物品

(行為の禁止)

第11条 当施設内では、次の各号に掲げる行為はお断りいたします。万一違反され、何らかの不測の事態、事故等が生じた場合も当施設は一切責任を負いません。

- ・賭博その他風紀を乱す行為
- ・物品販売及び広告宣伝行為
- ・他人に迷惑を及ぼす、あるいは不快感を与える行為
- ・特に許可を得た者以外のフェアウェイ内の立ち入り
- ・関係者以外立ち入り禁止区域への無断立ち入り

(利用約款違反の責任)

第12条 利用者がこの約款に違反し、第三者に人的または物的損害を与えたとき、または利用者が被害を受けたときも、当施設は一切その責任を負いません。

(個人情報の取り扱いについて)

第13条 当施設は知り得た個人情報を、別途定める「個人情報保護方針」に則り安全管理に努めます。当施設では、登録または来場いただいたお客様に対し、当施設の営業情報、イベント告知などをダイレクトメール、FAX、Eメール等でご案内する場合がございますのでご了承ください。

(附則)

当施設の利用については、当施設の指示に従ってご利用いただけます。また、本約款は事前の告知なく変更される場合があります。変更された場合は変更後の本約款の内容に従ってご利用頂くことになります。本約款の変更時は1日以上の予告期間において当施設内の掲示板において変更後の本約款の内容を周知するものとし、予告期間経過後は、変更後の本約款が適用されるものとします。

以上

サンランド株式会社

サンランド武庫川

平成25年10月1日制定